

中之条町勤労者住宅建設資金利子補給要綱

昭和 61 年 5 月 22 日告示第 20 号

改正

昭和 62 年 8 月 1 日告示第 42 号・平成 7 年 3 月 23 日告示第 10 号・平成 11 年 9 月 27 日告示第 46 号
平成 13 年 3 月 14 日告示第 8 号・平成 17 年 10 月 11 日告示第 99 号
平成 26 年 3 月 31 日告示第 39 号・平成 26 年 12 月 26 日告示第 121 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、勤労者の住宅建設資金に対し利子補給の措置を講じ、住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「勤労者」とは、事業所に勤務し、使用者から賃金を支払われる者をいう。

2 この要綱において「融資機関」とは、銀行・相互銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・生命保険相互会社（生命保険株式会社を含む。）又は、法律に基づく共済組合等をいう。

3 この要綱において「建設」とは、町内に住宅を新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供したことの無いものの購入を含む。）することをいう。

(利子補給)

第 3 条 町長は、勤労者が住宅建設に要する資金を融資機関から借入れた場合において、12 万円を限度として利子補給金（以下「利子補給金」という。）を予算の範囲以内で交付する。

2 前項において利子補給金の対象となるものは、床面積の総数が 280 ㎡（84.7 坪）以下の住宅であり、かつ、当該勤労者の生活の本拠となるものの建設に係る資金をいう。

3 利子補給金の交付の期間は、1 か年とする。

(利子補給金の交付申請)

第 4 条 利子補給金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 交付申請の手続きは、当該新築住居入居後 1 年以内に行うものとする。

(利子補給金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の交付申請書が提出されたときは、この要綱の適正円滑な運営を図るため、書類審査をし、それに基づき利子補給金の交付の適否及びその額を決定するものとする。

(報告及び調査)

第 6 条 町長は必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又、職員をしてその実情を調査させることができる。

(利子補給金の取消及び返還)

第 7 条 町長は申請者が次の各号の一に該当したときは、利子補給金の交付を取消し、又は交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な手段によって利子補給金の交付を受けたとき。

(2) 建設した住宅について、一部又は全部を他人に貸付若しくは売却したとき。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 8 月 1 日告示第 42 号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 23 日告示第 10 号）

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 27 日告示第 46 号）

この告示は、公布の日より施行し、平成 11 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 14 日告示第 8 号）

この告示は、公布の日より施行し、平成 12 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 17 年 10 月 11 日告示第 99 号）

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 39 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日告示第 121 号）

この告示は、平成 26 年 12 月 27 日から施行する。